

報告書

令和 8 年 2 月 12 日

東京地方裁判所御中

弁護士 神田知宏

1 note 社の回答・サイトの記載

(1) IP アドレス

以前、note 株式会社に対し発信者情報開示請求（仮処分命令申立）をしたところ、答弁書に以下の記載がありました。この内容から、記事はいわゆるログイン型であり、note 社は非ログイン型の発信者情報は保有していないと分かります。

債務者は、本件サイトの利用者について、記事の投稿の「際（時点）」には何らの発信者情報を記録していない。

債務者は、本件サイトの利用者について、その利用者の有するアカウントにログインした際の IP アドレスおよびその日付けと時分秒のみを記録している。

なお、債務者は、接続先 IP アドレス並びにポート番号は、いずれも保有していない。

(2) アカウント情報

note アカウントの作成にはメールアドレスの登録が必要となっており、note 社はアカウント情報としてメールアドレスを保有しています。

(3) アカウント情報（有料記事）

有料記事の初回公開時には、「本人情報の登録」が求められており¹、「Q」として「『姓名』や『住所』が変更になった場合、登録した情報の変更は必要ですか。」と記載されています。また、「特商法の表示について」と題する記事では、電話番号の

¹ <https://www.help-note.com/hc/ja/articles/30821598802713>

登録に関する説明があります²。

そのため、有料記事を公開しているアカウントであれば、住所、氏名、電話番号が登録されていると考えられます。

2 note 社の保有する発信者情報

以上の情報から、note 株式会社は以下の発信者情報を保有していると判断されます。

A 有料記事を公開しているアカウント

- (1) 氏名又は名称（施行規則 2 条 1 号）
- (2) 住所（同条 2 号）
- (3) 電話番号（同条 3 号）
- (4) 電子メールアドレス（同条 4 号）
- (5) 投稿日時（同条 8 号）
- (6) ログイン時 IP アドレス及びログイン日時（同条 9 号、13 号）

B 有料記事を公開していないアカウント

- (1) 電子メールアドレス（同条 4 号）
- (2) 投稿日時（同条 8 号）
- (3) ログイン時 IP アドレス及びログイン日時（同条 9 号、13 号）

3 補充性要件

有料記事を公開しているアカウントかどうかは、記事の表示だけでなく、note 社の「認否」でも判断できます。有料記事を公開していれば住所氏名を保有しているため補充性要件を充足せず、「補充性」の認否が「否認」となります。

以上

² <https://www.help-note.com/hc/ja/articles/360008947533>